

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

私は、昭和42年8月にA県からB県C市に転入手続を行い、その時一緒に国民年金の加入手続を行った。43年1月より現住所で自営業を営み、当時は受け取った切符はすべて納める考えでいたし、国民年金保険料は確定申告の際、社会保険料控除の適用を受けてきた。

結婚後は妻の国民年金保険料と一緒に私がすべて同じ日に納めてきたのに、妻が納付済みで私が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は47年11月から48年1月の間に払い出されており、当該時点において、昭和47年度の国民年金保険料は現年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、「昭和45年の婚姻後は、自分が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。当時は自営業を営んでおり、経営状態は安定していた。」と主張しており、保険料を納付できないとする特段の事情も見られないことから、当該申立期間に係る妻の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和43年4月から47年3月までの期間について、申立人は、42年8月ごろにC市役所において国民年金の加入手続

を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年11月から48年1月の間に払い出されていることから、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには過年度納付及び特例納付によることになるが、申立人には国民年金保険料をさかのぼって納付したとする記憶は無く、その形跡も見当たらない。

また、申立人がA県からB県C市に住所の転入手続を行ったのは、昭和42年10月27日と確認できることから、同年8月時点ではC市で国民年金の加入手続を行うことはできなかったものと考えられる上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に該当する別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から63年3月まで

昭和53年に妻がA市役所で私の国民年金について相談した後、市の担当者の作成したメモをもとに25年の受給資格期間を満たすように納付をしてきた。

申立期間については、妻は自分の国民年金保険料を申請免除したが、当時、私は申請免除は受給資格期間に反映しないと思っていたので、免除申請の手続きはしないで保険料は妻に頼んで納付書で銀行に納付したはずだ。それなのに、この期間が申請免除期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が申立期間の国民年金保険料を納付しているはずだとしているとともに、申立人の妻は申立人の免除申請の手続きをした記憶が無いと主張しているが、社会保険事務所の記録では、夫婦共に申立期間は申請免除となっており、申請免除の手続きは、制度上、被保険者が年度ごとに申請して承認を受けなければならないことから、行政側の記録管理の不備は考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間、61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間、平成 2 年 4 月から 5 年 3 月までの期間、8 年 4 月から 11 年 10 月までの期間及び 12 年 4 月から 13 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで
④ 平成 2 年 4 月から 5 年 3 月まで
⑤ 平成 8 年 4 月から 11 年 10 月まで
⑥ 平成 12 年 4 月から 13 年 3 月まで

申立期間当時、A 町(現在は、B 市)の国民年金保険料の集金人が年に何度か自宅に集金に来た際に、娘二人の大学の学費や借金等の支払いがあるため、保険料の納付が困難であることを告げると、免除の申請を勧められ、その集金人から「免除の申請手続を行っておくから」と言われた。その後、毎年同様にその集金人に免除の申請手続を行ってもらっていた。

それにもかかわらず、申請免除になっている年度となっていない年度があることはおかしいし、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「A 町の集金人に国民年金保険料の免除申請の手続をお願いしていた。」と主張しているものの、B 市からは、「集金人は勤務していたが、国民年金保険料免除の申請手続の業務は行っていない。」との回答がある上、当時の集金人は既に他界しており、免除申請手続についての証言を得ることはできない。

また、申立人から聴取したところ、「免除の承認通知等を受け取った記憶が無い。」としている上、申立期間の国民年金保険料を免除申請し、保険料の免除が承認されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、B市が保管している国民年金被保険者名簿、社会保険庁が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び社会保険庁のオンライン記録において、申立期間に係る国民年金保険料が免除されている記録は見当たらない。

加えて、申立期間は6回、151か月と長期間であるとともに、申立人の妻も同様に未納期間となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間、61 年 4 月から 63 年 9 月までの期間、平成 2 年 4 月から 5 年 3 月までの期間、8 年 4 月から 11 年 9 月までの期間、12 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 14 年 4 月から 16 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月まで
④ 平成 2 年 4 月から 5 年 3 月まで
⑤ 平成 8 年 4 月から 11 年 9 月まで
⑥ 平成 12 年 4 月から 同年 7 月まで
⑦ 平成 14 年 4 月から 16 年 10 月まで

申立期間当時、A 町(現在は、B 市)の国民年金保険料の集金人が年に何度か自宅に集金に来た際に、娘二人の大学の学費や借金等の支払いがあるため、保険料の納付が困難であることを告げると、免除の申請を勧められ、その集金人から「免除の申請手続きを行っておくから」と言われた。その後、毎年同様にその集金人に免除の申請手続きを行ってもらっていた。

それにもかかわらず、申請免除になっている年度となっていない年度があることはおかしいし、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「A 町の集金人に国民年金保険料の免除申請の手続きをお願いしていた。」と主張しているものの、B 市からは、「集金人は勤務していたが、国民年金保険料免除の申請手続きの業務は行っていない。」との回答がある上、当時の集金人は既に他界しており、免除申請手続きについての

証言を得ることはできない。

また、申立人から聴取したところ、「免除の承認通知等を受け取った記憶が無い。」としている上、申立期間の国民年金保険料を免除申請し、保険料の免除が承認されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、B市が保管している国民年金被保険者名簿、社会保険庁が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び社会保険庁のオンライン記録において、申立期間に係る国民年金保険料が免除されている記録は見当たらない。

加えて、申立期間は7回、179か月と長期間であるとともに、申立人の夫も同様に未納期間となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年から 43 年秋ころまで (月日不詳)

私は、昭和 42 年ころA社のレストラン部B店で勤務していた時、当時の料理長から 10 か月ほどほかの店に手伝いに行かされて、戻ってきてからは、同社レストラン部C店で勤務した。

社会保険事務所への照会結果によると、C店における厚生年金保険の記録はあるが、B店にいた時の厚生年金保険の記録が無いので認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA社のレストラン部で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、現在の事業主は、「当時営業していたレストラン部門は現在は無く、当時の資料等も残っておらず不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入及び保険料の控除について関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、当時の経理担当者及び同僚からも厚生年金保険料の控除を裏付ける証言を得ることはできなかった上、複数の同僚は、「当該事業所は人の出入りが多く、入社したからといってすぐには社会保険に加入させていなかった。ある程度の期間を経て初めて社会保険に加入させていた。」と証言していることから、当該事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る昭和 41 年から 44

年3月までの健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。